

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本免第794号  
令和7年5月29日  
宮城県警察本部長

運転技能検査実施要綱の一部改正について（通達）

運転技能検査の実施については、「運転技能検査実施要綱の改正について（通達）」（令和7年3月24日付け宮本免第424号）により運用しているところであるが、この度、別添のとおり運転技能検査実施要綱の一部を改正し、適切な運用を図ることとしたので遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正点

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が令和7年6月1日に施行することにより、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることを受け、文言の整理を行った。

2 施行期日

令和7年6月1日

## 別添

### 運転技能検査実施要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査（以下「検査」という。）の円滑かつ適正な実施を図るため、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 準拠

検査の実施については、法、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

#### 第3 検査員

検査に従事する者（以下「検査員」という。）の要件は、次に掲げるところによる。

- 1 21歳以上の者であること。
- 2 高齢者講習（以下「講習」という。）における実車による指導に用いる普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者であること（免許の効力が停止されている者を除く。）。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
  - (1) 運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため、運転適性指導員、停止処分者講習指導員、高齢者講習指導員又は違反者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者
  - (2) 法第117条の2の2第1項第9号に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
  - (3) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条から第6条までに規定する罪又は法で定める罪（前記(2)に規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者
- 4 次のいずれにも該当する者であること。
  - (1) 運転適性指導に関する業務に関し、次のいずれかに該当する者であること。
    - ア 別に定める運転適性検査指導員認定証の交付を受け、運転適性指導に関する業務に従事した経験の期間がおおむね1年以上ある者
    - イ 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が運転適性指導に関する業務に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

(2) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。

ア 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者で自動車等の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

イ 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、前記アに掲げる者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者

5 次のいずれかに該当する者であること。ただし、道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）の施行日前に次の(1)に該当し、又は令和4年3月31日以前に(2)に該当した者については、別に定める運転技能検査員養成講習を受けていなければならない。

(1) 公安委員会が行う講習における実車による指導に必要な技能及び知識に関する審査に合格した者

(2) 講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習（自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修をいう。）を終了した者

#### 第4 検査場所

検査は、宮城県運転免許センターのコースにおいて実施するものとする。ただし、コースにおいて実施することが困難な場合又は受検者の利便性を図るため検査を過疎地、辺地等を含む地域に存する場所において実施する必要がある場合において、各課題の設定等の条件がコースに比しておおむね同等であり、かつ、安全性の問題がないときは、道路その他適切な場所において行うことができる。

#### 第5 設備

検査を実施するために必要な設備について、次のとおり整備するものとする。

##### 1 普通自動車

検査に使用する所要の普通自動車を必要数整備すること。

整備する普通自動車については、マニュアル式又はオートマチック式のものに補助ブレーキ等の装置を装備したものとすること。

##### 2 録画装置等

検査の状況を記録できるよう、所要の録画装置等を整備すること。

##### 3 映像再生機材

録画した映像を適宜確認等できるよう、所要の映像再生機材を整備すること。

#### 第6 検査の委託

検査を委託する場合には、次の基準を満たす者との委託契約によって委託を行い、検査が適正に行われるよう指導監督を徹底するものとする。

1 検査員が、検査の業務を行うために必要な数以上置かれていること。

2 検査を行うために必要なコースその他の設備を有すること。

#### 第7 検査体制の確立

運転免許証の更新期間の満了日が切迫している者や合格基準に達しなかったため複数回の受検を希望する者に対する相談・問合せ窓口を交通部運転免許課に設置するとともに、委託先における検査において合格基準に達しなかった者が公安委員会が行う検査を受検できるようにするため、公安委員会においても直接実施するものとする。

## 第8 検査の受検手続

検査の受検申請受理は、運転技能検査受検申請書（別記様式第1号）の提出を受けて行うものとする。

## 第9 検査の実施要領

検査は、別に定める検査の実施要領により実施するものとする。

## 第10 運転技能検査受検結果証明書の交付等

### 1 運転技能検査受検結果証明書の交付

検査の成績が別に定める合格基準に達した者に対しては、運転技能検査受検結果証明書（別記様式第2号。以下「結果証明書」という。）を交付することとし、検査の成績が合格基準に達しない者で結果証明書の交付を希望するものに対しては、結果証明書を交付すること。

なお、受検者が結果証明書を亡失するなどした際に再交付できるようにしておくこと。

また、法第89条の免許申請書又は法第101条の更新申請書に結果証明書を添付しなければならないことを教示すること。

### 2 交付後の処理

結果証明書を交付したときは、運転技能検査受検者名簿（別記様式第3号）に記載し、その交付状況を明らかにしておくこと。

## 第11 実施結果等の報告及び登録

### 1 報告及び登録の対象

検査の受検者（以下「受検者」という。）で成績が所定の合格基準に達した者

### 2 実施結果等の報告

受託者が実施する検査において、前記1に該当する者があったときは、交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に速やかに報告させること。

報告内容は、受検者の氏名、生年月日、性別、運転免許を現に受けている者にあつては運転免許証番号又は免許情報記録番号、検査場所、検査年月日、別に定める運転技能検査受検済登録票により登録すべき検査種類及び検査年月日その他必要と認められるものとする。

このほか、検査結果について受検者等から苦情又は不服の申出があった場合は、その者の氏名、連絡先、検査の実施状況及び苦情又は不服の内容並びにこれらへの対応状況を記録させ、運転免許課長に速やかに報告させるものとする。

### 3 実施結果の登録

前記1に該当する者に対する検査を実施し、又はその実施結果の報告を受けた

ときは、別に定めるところにより、運転者管理システムに確実に登録するものとする。

## 第12 実施上の留意事項

### 1 受検者への配慮

受検者は、一般に検査を受けることに不慣れであることや、日常使用している車両とは異なる車両で受検することを念頭に置き、検査中はもちろん受付時から検査終了時まで、受検者の心情及び体調に配慮した対応に努めること。

### 2 事故防止

受検者の中には、身体機能や運転技能が低下している者もいることから、検査中の各種事故防止に万全を期すため、検査員等に特段の配慮をさせるとともに、検査に係る事故に備え、対人等の自動車保険に加入させること。

別記様式第1号

運転技能検査受検申請書															
年 月 日															
宮城県公安委員会 殿															
道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査を受けたいので申請します。															
申請者	住所														
	氏名												性別		
	生年月日		年			月			日生			年齢	歳		
	電話番号														
運転免許	交付公安委員会			公安委員会											
	免許番号等			第 号											
	免許種別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
※ 検査年月日		年 月 日													
※ 検査結果		( 点) <input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格													
※ 検査場所															
手数料確認欄															

注1 ※欄は、実施機関で記入する。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第2号

第 号	
運転技能検査受検結果証明書	
住 所	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、令和 年 月 日、 に	
において、道路交通法第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査	
を受検した者であることを証明する。	
運 転 技 能 検 査 の 成 績	点
<input type="checkbox"/> 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けようとし、 又は受けている者	
〈合格基準〉	
・ 下記以外の運転免許	→70点以上
・ 大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許	→80点以上
年 月 日	
宮 城 県 公 安 委 員 会 印	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号

### 運転技能検査受検者名簿

受検年月日	検査番号	2種	点数	合否	氏名	生年月日	性別	年齢	住所	連絡先の電話番号	検査員	備考

注 不合格者に結果通知書を発行した場合は備考欄に「不合格」と記載すること。